

令和2年 第2回（8月）定例会

# 県央県南広域環境組合

## 議会 会議録

令和2年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

令和2年8月21日 (1日間) 午後2時00分 開会

令和2年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 林田 勉	2番 上田 義定	3番 松永 秀文
4番 津田 清	5番 西口 雪夫	6番 林田 保
7番 田添 政継	9番 上田 篤	10番 町田 康則
11番 高木 和恵	12番 隈部 和久	13番 小嶋 光明
14番 北浦 守金	15番 田川 伸隆	

2 欠席委員

8番 大山 真一

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 川路 敬一郎	総務課長 馬場 英二
施設課長 清水 友秀	総務課課長補佐 藤田 浩輔	

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 福田 昌宏 書記 濱崎 和也 書記 岸本 晶

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1 議席の変更及び議席の指定について

- 日程第2 会期の決定について  
日程第3 会議録署名議員の指名について  
日程第4 議会運営委員会委員の選任について  
日程第5 一般質問  
日程第6 議案第9号 令和2年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）  
議案第10号 令和元年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

### ○議長（田川伸隆君）

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和2年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しております。なお、大山真一議員からは本日欠席の届けがあっておりますことを御報告いたします。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

南島原市議会議員、高木和恵議員、南島原市議会議員、隈部和久議員、南島原市議会議員、小嶋光明議員でございます。よろしくお願いたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

この際、議長より傍聴人の皆様にお願申し上げます。傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者

### ○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

現施設は、昨年度末で15年間の瑕疵担保期間が終了し、新施設供用までの

つなぎ運転期間に入っておりますが、おおむね1日当たり250トンの安定したごみ処理を継続しております。

今年度は4月6日から18日までの13日間、計画的に全炉停止を行い、基幹的設備改良工事を実施いたしました。外部にごみ処理を委託することなく終えることができました。

廃棄物の処理は市民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会インフラでございますので、今後も新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、安定したごみ処理の継続ができますよう、施設の運営・管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、第2期ごみ処理施設建設に係る事業の進捗状況についてでございます。

今年度は、既に敷地造成計画作成のための現地の測量に着手いたしております。また、建設予定敷地内にごございました未買収用地につきましても、先月、地権者の方との契約が整いまして、登記が完了したところでございます。

今後は、新たなごみ処理システムでの環境への影響や事業者選定に係る業務に着手することとしており、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的なごみ処理施設の整備に取り組んでいく所存でございます。

本定例会に提出いたしました議案は、平成28年10月18日、福岡高等裁判所において成立いたしました和解に基づき、令和元年度分の精算金につきまして合意書を締結いたしましたので、議案第9号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」に歳入予算として、精算金約1億4,700万円、歳出予算として、弁護士報酬及び基金積立金を計上させていただいております。

なお、精算金につきましては、今回の令和元年度分の精算金で最後となっております。平成23年度から令和元年度までの精算金の合計が約12億2,500万円となりまして、平成17年度から22年度までの解決金17億5,000万円と合算をいたしました総額は、約29億7,500万円でございます。当初想定をしておりました30億円に近い金額となっております。

また、議案第10号といたしまして、「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を提出させていただいております。内容につきましては、後ほど事務局長から説明をいたさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

本日の議会は、本年度初めての議会でもありますので、4月の人事異動によ

りまして、新たに発令をいたしました幹部職員を御紹介させていただきます。  
総務課長の馬場英二君でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの開会の挨拶とさせていただきます。  
ありがとうございました。

**○議長（田川伸隆君）**

それでは、議事に入ります。

日程第1「議席の変更及び議席の指定について」を議題といたします。

組合規約の変更により議員定数が2名増となりましたことに伴い、会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部を変更いたします。

議席12番、北浦守金議員を14番へ、議席13番、私、田川伸隆を15番へ変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

**○議長（田川伸隆君）**

御異議なしと認めます。

次に、新たに議員となられた方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

11番 高木和恵議員。

12番 隈部和久議員。

13番、小嶋光明議員。

以上を指定いたします。

議席の変更並びに指定いたしました議席への移動をお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月21日、一日とし、会期中の日程につきましては、御手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（田川伸隆君）**

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に、2番上田義定議員及び3番松永秀文議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。よって、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、13番小嶋光明議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（田川伸隆君）**

御異議なしと認めます。小嶋光明議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和3年8月28日までとなります。よろしく願いいたします。

ここで、議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

委員の皆様は別室へ移動をお願いいたします。

(午後2時09分 休憩)

(午後2時13分 再開)

**○議長（田川伸隆君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会において、副委員長に小嶋光明議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申し合わせによる答弁を含めて60分の時間内に終わるように御協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問につきましては、質問席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては通告順となっております。

本日は1名の方から通告を受けております。7番田添政継議員

**○7番（田添政継君）**

皆さんこんにちは。それでは、質問通告に従いまして質問をさせていただきますと思いますが、今日は始まる前に、そこの焼却場に行きまして、作業員の皆さん方がこの猛暑の中で、どういう作業をされているのかを見学させていただきました。40度に近い大変劣悪な作業環境の中で、本当に一所懸命作業をされているということ。それから、この仕事は一日足りとも休むことができ

ないということを、本当に市民生活に直結をしている事業なんだということを感じてまいったところでもあります。

それでは、質問通告に従いまして質問をさせていただきたいと思いますが、コロナ禍におけるごみ焼却業務についてということで1点目、質問をさせていただきます。

今日の新聞報道でしたか、南島原市で初めてコロナ感染者がということか載っておりましたが、諫早でも、職員とか教員の方にもそういう事例が発生するなど、大変今コロナの状況の中で、それぞれの構成市の皆さん方、大変な御苦労をされているというふうに思いますが、ここの処理場も本当に大切な業務の一つでありますので、そういう意味で、コロナのどういう対策をされているのかということを確認させていただきたいというふうに思います。

まず第1点目が、現場作業員の予防対策についてということで御質問をさせていただきます。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

コロナ禍におけるごみ焼却業務での感染予防対策についてお答えいたします。

感染予防対策につきましては、環境省からの新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について及び緊急事態宣言を踏まえた廃棄物の円滑な処理について等の通知にある廃棄物処理の安定的な事業継続のため、業界ごとに作成されているガイドラインに準じた対策を講じているところでございます。

御質問の現場作業員の予防対策についてでございます。

ごみを直接持ち込まれる場合での対応でございますが、受付や精算に当たる職員、窓口の業務でございますが、職員のマスクの着用はもちろんのこと、手指の消毒も徹底しており、受付カードについても、毎回の消毒を実施しております。

次に、受け付けたごみの搬入作業を行う検査誘導員、現場作業員についての感染予防対策につきましては、新型コロナウイルスの対応に限らず、安全衛生の面から、全員にマスクや作業服、手袋などの支給を行っております。特に、検査誘導員に支給しておりますマスクは、一般の医療用マスクと同等の性能を有する、感染防止にも効果のあるものを使用しており、このマスクは（現物を示す）専用のフィルターを取り換えて使用できるもので、交換するフィルタ

一も多く準備しているところでございます。

また、休憩室の入り口には、手指用の消毒アルコールを置いており、食事も時間をずらすなどして密接とならないようにいたしております。

また、健康管理の面におきましても、咳やくしゃみなど、体調が悪いときや体温が37度5分以上ある場合は、出勤を控えるようにしております。

また、検査誘導員の同居家族にそういった症状がある場合も連絡をさせていただくようにしております。

以上でございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

ありがとうございました。

一通りお尋ねをしていきたいと思います。

ここにいらっしゃる職員の皆さん方とか、あるいは来客等がいろいろ、学校関係を含めてかなりあるようではありますが、そういったときの対応についてお尋ねします。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

組合職員の感染防止対策についてお答えいたします。

手洗い、うがい、咳エチケット等の基本的対応の徹底、出勤前に検温し、熱があるなど体調が悪い場合は出勤を控え、感染の疑いがある場合は直ちに組合に連絡するように徹底しております。

また、職員は常にマスクやマウスシールド等を着用し、会話などによる飛沫防止に努めるほか、事務所の出入り口にアルコール消毒液を設置し、出入りの都度、手指の消毒を徹底しております。

さらに、感染対策の基本であります「換気の悪い密閉空間」、「多数の人が集まる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の3つの密を避ける対策を講じております。

「密閉空間」をつくらないために、事務所や会議室の入り口の扉や窓を常に開放し、換気を行っており、事務所自体が「密集場所」とならないように、ミーティングルームを利用して事務所の執務室とし、席の配置替えを行い、職員同士が正面で向き合わず、十分な距離が保てるようにしております。

また、「密接場面」を避ける対策としましては、会議などの開催を最低限に

するほか、外部との会議につきましては、リモート会議を活用し対応をいたしております。

それから、県外で開催される研修や業務での出張につきましても、4月以降、控える対応を行うなど、職員自体の感染防止に努めているところでございます。

あと部外者、外から来られる方ということですが、部外者や来客者に対する感染防止対策といたしましては、事務所の入り口、受付カウンターに貼り紙、それからアルコール消毒液を設置し、手指の消毒を行っていただいております。

マスクについては、今ほとんどの方が着用されておられますけれども、稀に着用されていない場合には、組合が保有しているマスクをお渡ししているところでございます。

あと、こちらには小学校4年生が施設見学に毎年参ります。施設見学者に対する対応につきましては、これは学校側の先生をお願いをいたしておりますが、当施設に入る前には検温とマスクの着用をお願いしているところでございます。

見学時の対応ですけれども、これまでは3クラス100人ぐらいまでは一度に受入れを行っておりましたが、3密対策として1回の見学者を少なくすることで個人間の距離を保ちながら説明ができるよう学校にもお願いをし、クラス単位で分けた形で受入れ時間を1クラス30分ずつずらして対応するなどのことを行っております。もちろん、見学時に使用する会議室、ここが大体説明の会議室でございますが、窓を開放し、換気設備により空気の入れ換えを徹底する感染予防対策を講じております。

以上でございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

運転業務をされる方々もいらっしゃると思うんですけれども、そういう方々との連携とか、チェック体制はどういうふうになっておりますか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

当クリーンセンターの運転管理業務は、JFEエンジニアリング株式会社をお願いをいたしております。

J F Eエンジニアリング株式会社の感染予防対策につきましては、まず職員全員に、入社時、退社時、1日2回、事務所の出入り口で検温を実施して記録させるなど、健康管理の徹底を図っておられます。特に操業に携わる職員につきましては、24時間体制で職務に当たる必要がございますので、4班体制で業務に当たっておられますけれども、各班の職員が、職場とか食事での接触を減らすために場所を変えたり時間をずらしたりする対策などを講じておられます。仮に一つの班に感染者が出た場合であっても、その感染者がほかの3班に感染が広がらないような対策を取られております。

また、事務所の方に、施設の責任者であります所長、副所長がおられますけれども、各設備の責任者につきましても、同時感染により指揮系統が途絶えることを防止するために、見学場所に行ってもお分かりになると思いますけれども、事務室などに天井からビニールシートで仕切りを設け、職員同士の接触を最低限に抑える感染防止対策を講じておられます。

以上でございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

ここの施設に関わられる皆さん方の一通りのお考えをお尋ねしたわけですが、一つは検温ですね。検温で、運転業務の方々は入社してからということでしたが、ほかの皆さん、ここの職員さんを含めてですけれども、これは自主申告になっているんですか。検温台帳か何かで管理をされておりますか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

現在のところ、組合の職員としましては、家を出る前に検温をすることということで徹底をしております。ただ、自主管理でありまして、その体温を事務所で報告を受けているところまでは今のところやっていません。そのときに37度以上の熱があったときは事務所に報告をしてもらうようにいたしております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

宮本管理者すみません、参考までにですけれども、市の職員さんの場合にはどうされておりますか。

○議長（田川伸隆君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

市の職員の場合は、諫早市で感染者が出たということもありまして、その部につきましてはかなり徹底して、PCR検査も行いましたし、消毒も行い、そして体調管理も行っております。そして、もう既に警戒をしているんですけども、1週間様子を見ましょうということでやっておりまして、体温の測定については、ここと同じで自主的に自分で体温を測定し、37度5分以上ある場合には管理職に報告をして、出勤しないようにということで今指導をしているところでございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

ありがとうございます。

次に、万一そういう事例が発生したときに、直営の方、委託の方、運転員の方、それぞれおられると思いますけれども、そういう発生時の対応マニュアルというのはできておりますか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

当施設は一日足りとも休むことができない施設ということで、とにかくかからないことを念頭に、それから、かかってもクラスター化しないために班を分けたりという形で対応をしているところでございますけれども、どうしても、万が一出たときというのは、県の方から、従業員に新型コロナウイルス感染が確認されたときはとかという対応マニュアルがございます。これに準拠して対応したいと思っておりますけれども、万が一発生した場合は、保健所や県の機関等の指導を仰いで対処していきたいというふうに考えております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

諫早の事例なんかを見ても、他市の事例も多分そうだろうというふうに思うんですけども、かなり外部からもらってきたり、外部の方が持ち込んだりとかいう事例がありますので、どこからそういうふうに感染するかが分からないという、非常にやっかいなウイルスだというふうに思います。幾ら注意し

でも注意をし過ぎるということはないんだろうというふうに思いますので、本当に注意をしていただきたいと。

諫早の事例なんかを見ても、本当は自分の私的な時間なのに、何もしてもらえないようなことなのに、コロナにかかったばかりに私生活、公私も何もかもあぶり出されて、何か非常に肩身の狭い思いをさせられてしまうという。

非常に特殊なウイルスであり、何とか解決を図るためのいろんなそういう対策が早く講じられなければいけないと思うんですけども、本当に皆さんが一所懸命我慢をして、特に今度のお盆なんかもそうですね。皆さん方のところもそうだったと思うんですけど、私の地元では、何とか帰ってこないでほしいという非常に苦渋の選択を、子や孫には会いたいのに会えないというそういう中で、何とか地域のコミュニティーを守っていこうという努力をされているというふうに思います。

少し油断をしたら本当に大変なことになるというふうに思うのは、例の北陽台高校と諫早の上山小学校の先生は同じ飲み会に行かれたんだろうというふうに思うんですけども、諫早の場合には学校が夏休み期間中であつたと。北陽台高校はクラブの指導も、いろんな授業もされて、クラスターになって物すごい感染をしたと。本当にちょっとした差なんですね。そういう状況がこれからもいつ発生するか分からないので、本当にお互いに注意をしながら、ここまで我慢してきたんですから、何とかうつさない、うつらないということをよく言われますけれども、自らがきちんと、日常生活の中でいろんな制約は受けますけれども、そこは乗り切るために何とか皆さんで頑張っけて乗り切るような対策をお願いしておきたいと思ひますし、冒頭申し上げましたけれども、ここは一日足りとも休むわけにはいかない業務でありますので、市民生活に直結をしているということでもありますから、ぜひ十分な注意をしながら、最善の注意をしながら、日常業務に当たっていただくようお願いをしておきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

2点目に入らせていただきます。

第2期ごみ処理施設整備方針検討委員会についてでありますけれども、検討委員会の設置に関する基本的な考え方についてであります。7月15日に開催された全員協議会の中で、4ページ目に、第2期ごみ処理施設整備方針検討委員会の検討状況が報告をされました。それを聞いて、あれ、この委員会は組合議会には提案がなかったよなというふうな思ひを持ちながらお聞きしたんですけども、前回の15年前の反省を含めていろいろ考えると、やっぱり重要な問題はきちんと議会の中で議論をして、議事録を残して、そして20

年、30年後のことまで決めてしまうわけですから、きちんとした議論が必要だという観点に立ちまして質問をさせていただきたいと思います。

特に、今回の検討委員会は学識経験者ということで部外者の方が入っていらっしゃると思います。ここのごみ処理場は構成市の市民の方々の税金で運営をされているわけでありますから、そういう外部の方々を入れた検討委員会の中でどういう議論をされてきたのか、あるいはそういう外部の学識経験者と言われる方は、どういう肩書でどういう契約でこの検討委員会に招請をお願いされたのか、そこら辺を少し明らかにしておく必要があるんだろうというふうに思いましたので、お尋ねをさせていただきたいと思います。

検討委員会の設置に関する基本的な考え方の中について、この検討委員会の設置の目的について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

検討委員会の設置に関する基本的考え方についてお答えいたします。

まず、設置した目的についてでございます。

第2期ごみ処理施設の基本的な整備方針となるごみ処理システム及び事業方式を選定することは、環境負荷が小さく、安定的で効率的なごみ処理施設を建設する上で重要な決定事項となります。

ごみ処理施設の主要技術はプラント設備ではありますが、焼却技術だけでなく、あらゆる科学技術の複合施設であること、また、多くのプラントメーカーによる独自技術が存在することなどから、その処理システムや事業方式の検討には、高度な専門知識が求められます。

そこで、今回の検討に際しましては、学識経験者を含め、忌憚のない意見や活発な議論を行うための内部の検討委員会として位置づけ、そこから専門的な助言をいただきながら進めることといたしました。

この検討委員会の委員は、環境や廃棄物処理を専門とする学識経験者3名と、各地の事情を把握している構成市の環境部局の職員として部長さんを4名、事務局として組合職員、基本計画策定を担当するコンサルタントと技術支援を行うコンサルタントの2社で構成しております。

検討委員会は、技術調査、それからプラントメーカーの参入意欲調査といった事業者アンケートを実施しながら、昨年度1年間をかけて検討を重ね、当組合にとって最適な方式の助言、提案をしていただくために設置したものでございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

私は最初は、この質問項目は、外部の委員会だというふうに思いましたので、諮問の内容と答申の時期についてということでお尋ねをしましたら、今、事務局から御答弁がありましたように、内部の検討委員会なのでということで、そういう形式ではなくて報告という形で上げていただきますということでありましたので、そのように受け止めて、このように理解させていただいたんですが、この前の全協の中では、学識経験者3名の方、あとの構成市の部長さんなんかについては、職務について選任をされているわけでしょうから、人事異動等では替わらないと思うんですけども、この学識経験者3名については、氏名とか、どういう専門分野の方かというのが明らかにされませんでした。そこら辺を含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

検討委員会の学識経験者3名について御紹介いたします。

まず、委員長を務めていただきましたのは、九州大学大学院工学研究院環境社会部門教授であります島岡隆行氏であります。主に環境工学、廃棄物工学を専門分野とされております。近隣自治体では、長崎市、佐賀県東部環境施設組合、久留米市、鹿児島市などの検討委員や事業者選定委員の経験があられます。

続きまして、副委員長を務めていただきましたのは、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授、西久保裕彦氏でございます。主に環境影響評価、環境政策という法務を専門分野とされており、国家I種職員として環境省の勤務経歴をお持ちでございます。近隣自治体では、佐世保市、五島市、天山地区共同環境組合の検討委員や事業者選定委員の経験があられます。

もう一人が、公益社団法人全国都市清掃会議技術指導部長であります荒井喜久雄氏でございます。全国都市清掃会議といいますのは、全国の廃棄物処理事業を実施している市区町村が共同して、事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究等を行うために設立された機関でございます。当組合もその会員となっております。

この方は東京都庁職員、東京都23区清掃一部事務組合職員としての職歴をお持ちで、環境省の廃棄物処理建設工事の入札・契約の手引きの検討委員、それから、ごみ処理施設の計画設計要領の査読副委員長及び執筆委員などの

経験をお持ちでございます。

また、近隣では、天山地区共同環境組合、熊本市、八代市、都城市、鹿児島市などをはじめ、この方は全国各地の検討委員や事業者選定委員の経験がございます。

このように、当組合といたしましては、環境や廃棄物処理を専門分野とし、近隣の九州管内の自治体においても委員の経験を多くお持ちの学識経験者を選任いたしましたところでございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

就任要請に当たって確認をされた内容というのは、例えば期間とか、報酬とかいうことがあると思うんですが、そこら辺はどうなっていますか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

要請をする際には、ただいま申し上げた経歴なんかをいろんなホームページとかで検索をして、それぞれの先生に当たったのでございますけれども、委員の任期は大体1年とし、委員に係る報償を、通常、大学教授とかを講師で依頼する場合の謝金と同様の取扱いをいたしております。会議に要した時間分の報償費に源泉徴収した額をお支払いしております。

また、会議のために当組合までお越しいただく場合は当組合の旅費支給条例を基に、公共交通機関の利用に係る費用と日当をお支払いするようにいたしております。

構成市職員の皆様については、通常の業務として特にそういった費用はお払いはしておりません。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

ちょっと聞きにくいんですけど、言いにくかったら答弁要らないんですが、時間当たりはどれくらいの契約になるんですか。1日当たりですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

報償費については、約6,000円ぐらい、時間当たりになります。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

ありがとうございました。

次に入ります。

就任に当たってということにもなると思うんですが、この検討委員会で検討をするというのは、どの範囲までになるんですか。機種を選定、あるいは入札とか、応札条件とかいろいろあると思うんですけども、どこからどこまでをこの検討委員会で議論をし、最初、事務局長が申し上げられましたように、引き続きそれは、多分、内部の管理者会議だと思うんですが、管理者会議の中に報告をされて、また組合議会の中でもう一回議論をし直して最終的な案をつくるというふうな考えで受け止めていいんですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

今の田添議員さんの御質問は、2の（2）の検討を依頼した内容についてという形でお答えしてよろしゅうございますか。

検討委員会の検討した内容についてお答えいたします。

第2期ごみ処理施設整備方針となるのが、ごみ処理システム及び事業方式でございます。ごみ処理システムとは、ごみ処理方式、いわゆる炉の形式とごみ処理時に発生する焼却灰や熔融スラグなどといった処理生成物の処分、または資源化までの一連の処理工程をいいます。

ごみ処理方式は炉の形式による違いがあり、全国の採用事例が多いものから、焼却方式ではストーカ炉と流動床炉、ストーカ炉＋灰熔融炉、ガス化熔融方式では、シャフト炉、流動床炉、キルン炉などがございます。

また、処理生成物の処分や資源化の方法は、最終処分場への埋立処分のほか、焼却灰や焼却飛灰については、セメントの原料として利用する方法、熔融スラグにおきましては、有価物として土木資材に活用する方法、熔融飛灰については、精錬することで非鉄金属を回収し再利用する方法などがございます。

当組合は最終処分場を保有しておりませんので、このような様々な処理方式や処分方法の組み合わせの中で安定稼働、それから環境性能、経済性などの面で、当組合に最適となるごみ処理システムについて、事業者への技術的なアンケートや専門家の意見を聞きながら検討をいたしました。

もう一つの事業方式についても検討の依頼を行ったところでございますけれども、その検討内容につきましては、従来の公共が資金調達を行い、施設を建設し、直営で運営を行う「公設公営方式」、それから公共が資金調達、施設を建設し、民間事業者に運営を長期にわたって包括的に委託する「公設民営方式」、それからさらに、民間が資金調達から建設、運営までを一括して行う「民設民営方式」がございまして。

近年では、国において官民連携が推進されておりました、民間事業者が持つ施設整備や運営・維持管理のノウハウ、資金調達、リスク管理の能力を積極的に活用することで、行政サービスの向上と効率的な財政運営の実現化が図られております。

組合が進めていく事業として、どのような事業方式が最適であるかについて、民間事業者の参入意欲の有無、近年の採用事例の傾向、それから、公的な財政負担が削減されるのかについて事業者へ参入意欲アンケートや専門家の意見をお聞きしながら検討したところでございます。

これらの検討内容でございますけど、その報告関係でございます。

まず、令和2年3月に、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備検討委員会の報告書として取りまとめを行い、令和2年3月16日に開催いたしました政策調整会議において、正副管理者へ報告を行いました。その際、委員会だけではなく、別の視点から、様々な角度から検証をし、市民の理解を得られる結論となるようにということで事務局のほうに管理者からも意見がございました。

そこで、組合事務局としましては独自に、委員会とはまた別にセメント事業者への聞き取り調査などを実施し、検討した内容を含めて、令和2年5月20日に構成市の廃棄物担当部長・課長会議において整備方針を報告し、説明し、それから構成市の意見を踏まえ、最終的な組合の整備方針として取りまとめを行ったところでございます。

このような経過を経て、先月、7月15日に開催いたしました組合議会全員協議会において第2期ごみ処理施設の整備方針案として、組合の案として、「ごみ処理システム」につきましては、「ストーカ式焼却方式+灰のセメント原料化」、また、「事業方式」につきましては、公設民営方式である「DBO方式」で進めたい旨の説明をさせていただいたところでございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

分かりました。

次に行きますが、そうしましたら、組合議会にはいつ検討された結果を報告するのですか。あるいは全協で報告したからそれで終わりなんですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

これまでも組合といたしましては、大事なこと、私に来てから3年目になりますが、まず一番最初、整備方針3案の案を出しました。そのまま継続する分、1施設建て替える分、2施設に建て替える分、それから、その後は規約改正についてもそうでございます。組合内部で最善の案というのを検討し、それから全員協議会に御説明をし、3案の方針決定の際には、各市の議会に持ち帰られて説明会があったり、私たちもそこに参加したことがございます。規約改正につきましましては、副市長、部長会議を主に行い、案をまとめて、組合で各市の全員協議会にまず説明をし、それから、各市の議会に議案として提案をしていただいたというふうなことで、組合といたしましては、組合の重要な事項につきましましては、そういった形で組合の全員協議会等でこちらの方針を説明し、御理解していただき、それから、それに伴う予算とかがある場合には議会に提出をし、それで進めていこうという形で考えているところでございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

少しくどいようになるかも分かりませんが、前回の問題が発生したときに、百条委員会が結成をされて、証人喚問とかがずっと続きました。そのときに、一部の資料に議事録が全く残っていなかったんですよ。つまり、全協とかなんとかで議論されたことが全く残っていないと、そんなことがあったものですから、やっぱりこの議会に、検討委員会で検討した結果、そして、管理者、副管理者で検討したことを含めて、きちんと報告をしてほしいと私は思うんですね。そこら辺について、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

私からお答えをさせていただきます。

前回のこの当初の機器を導入したときの経過については承知をしておりますけれども、私どもも、その途中の経過がよく分からないという部分について

は、おっしゃるとおりでございます。できるだけ今回の新しいプラントを導入する際には、議会と執行部という関係でいきますと、議案を私どもが出して、契約案件ですよということをお願いをするということになり、最終的には形式的にそうなりますけれども、私はそれまでの過程が大切だということふうに思っております。それぞれ議員の皆様方の御意見はあると思うんですけれども、大方そういう理解を深めながら決めていくというのが必要だろうというふうに思います。

この検討委員会も、一般的にいう諮問機関ではございません。条例に基づく検討委員会を作って、そして諮問、答申という形もあるでしょうし、私的な諮問機関というものもございますけれども、そのいずれの方式でもなくて、各市の部長さん、そしてまた、専門家の方の知恵を借りながら、よりよい方向を目指していくための検討委員会という位置づけでございます。私が辞令を差し上げたとか、そういうことはしておりません。

そういうことでございますので、その経過を大事にしながら、今後どういう方向に行くんだと、最終的には議会の議決、そしてまた、その基になる予算が必要であればそれをお願いしていくという経過を取ることになりますので、その節々において、皆様方の理解をできるだけ得られるようなやり方をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

分かりました。この前の全協で出された一つの方針ということですね。それは理解をした上で申し上げているんですけれども、若干関連をします。

今年の2月の定例会の中で一般質問をした件ですけれども、これが決定をしていくと次は入札というふうになっていくんだらうというふうに思うんですが、今のところ入札方式については、総合評価方式と、従来のやり方と、プロポーザルの3つの方法を検討中だというふうにおっしゃっています。その件について、今も現状変わらないのか。あるいは、もう少し絞り込んだ検討をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

組合といたしましては、令和8年度の供用開始の目標という形で皆さん方にも説明し、事務を進めているところでございますが、その目的を達成する

ためには、令和3年度に事業者の選定手続に入る必要がございます。

入札方式につきましては、議員さんがおっしゃいました方式等がありますがけれども、これからどの方式が一番いい方式かというのをもう少し詰めて、コンサルタントも入れながら検討していきたいと思っておりますけれども、やっぱり特殊な技術を要するものでございますので、事業者からの技術提案と価格の両方を審査するとなりますと、先ほどおっしゃった総合評価方式等が最善ではないかと思っておりますけれども、今後もう少し詳細に検討に入って、ある程度説明できる段階になりましたらば、またそういうふうな形を取りたいと思っております。まだ、今後検討をしていくという形でございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

ありがとうございました。

以上で私が用意した質問は終わりなんですけれども、要するに、冒頭にも申し上げましたんですけれども、やっぱり市民の皆さん方にガラス張りで、できるだけ明らかにできる部分は明らかにして、公平公正にきちんと、こういう機種を、これから30年、40年先のことまで決めてしまうわけですから、取り返しがつかないということがないように、若干突っ込んだ失礼な質問もあったかも分かりませんが、そういう意味で私たちにも責任がありますので、そういう立場で質問をさせていただきました。ありがとうございました。これで終わりたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

これで通告されました一般質問は全て終了いたします。

しばらく休憩いたします。3時5分から再開いたします。

（午後2時51分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第9号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第9号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議案第9号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,739万1,000円を追加するもので、補正後の予算額は82億4,375万2,000円となり、前年度同期と比較しますと、額にして48億4,844万1,000円、率にして142.8%の増となります。

補正予算の概要でございますけれども、本日御手元に配付しております議案第9号参考資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の補正予算は、第2期ごみ処理施設整備事業に対する国の令和2年度循環型社会形成推進交付金について、このたび、その額が確定したことから、当該事業に係る財源更正を行うものでございます。

また、平成28年10月18日にJFEエンジニアリング株式会社と本組合との間で成立した和解に基づき、令和元年度分の精算金の額が確定したことから、その一部を訴訟代理人に対する弁護士報酬の支払いに充て、その残りをごみ処理施設建設整備基金へ積み立てるものでございます。

予算措置額は1億4,739万1,000円でございます。

補正予算の概要についてでございます。

(1) 歳入の補正予算額として、3款、国庫支出金に循環型社会形成推進交付金3,138万6,000円を計上し、5款、基金繰入金から同額の3,138万6,000円を減額するものでございます。

また、7款、諸収入に精算金1億4,739万1,000円を計上するものです。

(2) 歳出の補正予算額として、2款1項1目の一般管理費に争訟総括事務委託料として、令和元年度分の精算金に対する弁護士報酬である638万円を計上し、2款1項2目の財政管理費、ごみ処理施設建設整備基金積立金に、精算金から争訟総括事務委託料を差し引いた残りの1億4,101万1,000円を計上するものでございます。

3款1項1目のクリーンセンター費、次世代炉に係る施設整備費につきましては、財源更正を行うもので、予算額の増減はございません。

次のページをお開きください。

精算金額についてでございますが、令和元年度の精算金は1億4,739万441円でございます。

その下段に参考として、和解における平成17年度から令和元年度までの15年間全体の和解解決金及び精算金を整理しております。

平成30年度までの金額ですが、平成17年度から22年度までの6年間

の高裁での和解解決金が17億5,000万円、平成23年度から30年度までの8年間の精算金が10億7,769万7,311円、合計28億2,769万7,311円となります。

今回の補正予算に計上しております令和元年度分の精算金は1億4,739万441円でございますので、15年間全体の総額は29億7,508万7,752円となります。

次に、訴訟代理人に対する弁護士報酬額についてでございます。

報酬の計算につきましては、令和元年度分の精算金の額に報酬率4%、3億円以上の区分の報酬率を掛けまして端数調整をし、消費税を加えた額となり、638万円でございます。

最後に、ごみ処理施設建設整備基金の状況でございます。

令和2年度末現在高を49億641万9,000円と見込んでおります。

以上で、議案第9号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(田川伸隆君)**

これより議案第9号に対する質疑に入ります。質疑は自席にてお願いいたします。また、質疑は歳入歳出と区分して行いますので、質疑の際にはページ数をお示しください。質疑は会議規則第49条の規定に基づき、歳入歳出それぞれ3回までといたします。まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(田川伸隆君)**

なければ、次に歳出に対する質疑に入ります。林田議員

**○1番(林田 勉君)**

長いこと懸案でありましたJFEとの和解の精算が全て昨年度で終わられたということで、管理者を含め副管理者、事務局の皆さん方にとって、本当に御苦労なことだったろうと思います。ここで改めて感謝申し上げます。

そこでちょっとお尋ねなんですけど、予算自体は問題がないと思うんですが、これの参考資料で頂いた裏の訴訟代理人に対する弁護士費用ということで、総計で約29億7,500万円の和解金が成立したということで、弁護士さんには昨年度の精算金での報酬が638万円ということで、ここに至るまでにはかなりの経費が掛かったんだろうと思いますけど、事務的な経費もあるろうと思うんですが、弁護士さんに対する一番大きな報酬というかな、経費の

一番掛かった弁護士さんに対する報酬というのは幾らぐらい掛かったのか、教えてください。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

弁護士の報酬の総計でございますけれども、合計金額が1億5,542万円となっております。

○議長（田川伸隆君）

ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第10号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付すものでございます。

それでは、御手元に配付しております主要施策の成果説明書、これにより令和元年度の決算概要を御説明申し上げます。併せまして、決算書のほうも御覧いただければと思います。

まず、成果説明書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

決算書につきましては、1ページでございます。

それでは、成果説明書の5ページの下段、令和元年度決算収支の状況の表中、

令和元年度の欄を御覧いただきたいと思います。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額36億7,651万3,813円、歳出総額34億2,145万8,161円となり、歳入歳出差引残額は2億5,505万5,652円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額となり、前年度と比較しますと、40万6,996円、0.2%の減でございます。残額の主なものは、クリーンセンターの用役費及び委託料に係るものでございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書の6ページ、7ページを御覧いただきたいと思います。

決算書は10ページから13ページになります。

成果説明書6ページは款別の説明、7ページの上段①は、予算額と決算額の比較でございます。中段②は款別の前年度決算額との比較、下段③は、過去5年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

7ページの中段②の款別決算額前年度比較の表で説明をさせていただきたいと思います。

まず1款、分担金及び負担金は、構成4市からの分担金で、前年度と同額の30億円でございます。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書11ページの備考欄に記載をいたしております。

次に、2款、使用料及び手数料でございます。1項、使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料といたしまして1万2,000円でございます。

2項、手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれた一般廃棄物処理に係る手数料でございます。直接持ち込まれる有料ごみの量が昨年度より増加しており、これに伴い、前年度比228万7,000円、率にして1.1%の増で、総額は2億569万4,000円となっております。

次に、4款、財産収入でございます。

ここは全て基金の預金利子でございます。基金の預け入れ額の増に伴い、前年度比10万2,000円、率にして24.8%増の51万3,000円でございます。基金ごとの内訳につきましては、決算書11ページの中段の備考欄に記載をしております。

次に、5款、繰入金でございます。

令和元年度につきましては、繰り入れは行いませんでした。

次に、6款、繰越金でございます。

平成30年度からの繰越金で、2億5,546万3,000円、前年度比1.4%、額にして367万8,000円の減となっております。

次に、7款、諸収入でございます。

1項、組合預金利子は、歳計及び歳計外現金の預金利子として1万8,000円でございます。

2項、雑入は、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金や余剰電力販売料、副産物の販売料、福岡高裁和解に基づく精算金などで、総額は2億1,481万4,000円で、前年度と比べますと9,215万1,000円の増となっております。これと預金利子を合わせた諸収入全体では、前年度比75.1%、9,214万9,000円の増となっております。

なお、不納欠損及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

決算書は16ページから21ページになります。

成果説明書8ページは款別の説明、9ページの上段①は、予算額と決算額の比較、中段②は款別決算額前年度比較、下段③は、過去5年間における歳出決算額の推移をグラフで表したものでございます。

9ページ中段②の款別決算額前年度比較の表で御説明をいたします。

まず1款、議会費でございます。議会費は、組合議会の運営に係る費用でございます。令和元年度は議会開催数の減などにより、前年度比9.8%の減で187万7,000円であり、執行率は43.2%でございます。

なお、不用額の主なものといたしましては、臨時議会分の議員の報酬及び費用弁償の減、議事録作成委託料の執行残でございます。

次に、2款、総務費は組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、争訟費、基金積立金、監査委員費などがございます。令和元年度は、財政管理費、ごみ処理施設建設整備基金の積立額の増などにより、決算額は前年度比で66.9%の増、14億5,809万5,000円となっております。予算の執行率は99.6%でございます。不用額の主なものとしましては、費用弁償、例規集追録代などの執行残でございます。

次に、3款、衛生費でございます。

施設の用役費及び運転管理業務などのごみ処理に係る経費及び余熱利用施設に係る経費でございます。

令和元年度はクリーンセンターの工事請負費の増、リレーセンターの委託料の増などにより、決算額は前年度比で8.0%増の16億1,612万5,

000円であり、予算の執行率は88.4%となっております。不用額の主なものは、用役費や運転委託業務などの委託料の執行残でございます。

次に、4款、公債費でございます。

公債費は、組合が発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに穏やかに減少しており、決算額は元金3億4,176万8,000円、利子359万3,000円、合わせまして、前年度比64.0%の減で3億4,536万1,000円となっております。

最後に、5款、予備費でございます。

充用する案件がありませんでしたので、予算額1,000万円全て執行残となっております。

成果説明書の10ページをお開きください。

上段に用役費の前年度比較、その下は平成27年度以降の推移をグラフ化して掲載をしておりますが、LNG及び電気の使用量は、昨年度に比べて減少しております。

また、11ページの上段には、人件費の前年度比較、中段には基金の状況について記載をいたしております。

令和元年度末の3つの基金の残高は58億8,498万9,000円でございます。

成果説明書、次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

地方債の状況を記載しております。

12ページの上段、①借入額等の表は、太枠部分が令和元年度において償還が完了したものであり、下段②は公債費の推移でございます。令和元年度末をもって全ての償還が完了いたしております。

13ページを御覧ください。

上段③は公債費の推移、下段④は地方債現在高の推移についてそれぞれグラフで表したものでございます。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月20日に、監査委員により決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいております。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（田川伸隆君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。上田議員

○2番(上田義定君)

この成果報告の9ページの一番下、目的別決算額の推移というところ、これずっと公債費が減ってきているので、全体のボリュームは下がってくるかなと思いきや、その他の部分が増えてきて、平成30年度と令和元年度ではあまり変わらないようになっていてこのその他のここ、公債費が減っているので、一緒に下がるのかなと思っていたら、その他が今度は多くなって、グラフの一番頭はあまり変わらないという状況なんですけど、このその他の要因は積立金ですか、何でしょうか。

○議長(田川伸隆君)

事務局長

○事務局長(川路敬一郎君)

補正予算でも説明しましたが、毎年訴訟の精算金が入ってきて、それを積み立てに回しております。この平成28年度分は、それまでのが一遍に入ってきたものですから、ここの分が大きくなっているという形で理解していただければと思います。

○議長(田川伸隆君)

上田議員

○2番(上田義定君)

そしたら、支出として何かに使った金額が増えたんじゃないなくて、基金として積み立てたお金が増えたという理解でいいですね。

○議長(田川伸隆君)

事務局長

○事務局長(川路敬一郎君)

はい、この平成28年度は、精算金として入ってきた分は全て基金として積み立てを行っております。

○議長(田川伸隆君)

上田篤議員

○9番（上田 篤君）

この成果説明書の4ページ、ごみ処理量の推移ですが、そんな大きな変化じゃないんですけれども、令和元年度、ここだけ若干増えていますけれども、何か理由があるんでしょうか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ごみ量の推移を細かく見てみましたけれども、先ほども説明しましたように、一般収集ごみはそんなに増えていないんですけれども、各家庭から個人で持ち込まれるごみ、有料ごみですね。有料ごみが増えていましたので、先ほどの手数料の収入も上がっていますけど、最近では家庭から、それから事務所から直接持ち込まれるごみ量が増えているのが現状でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

監査委員の意見書について、当局がどのように受け止めていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

その前に、余暇利用施設ですね。これはコロナ禍の中でかなり現状、この報告とは違う現状があるというふうに思うんですが、現在の利用状況というか、それはどういうふうになっているのか、余暇利用施設ですね。（「余熱」と呼ぶ者あり）余熱。

それと、最後の15ページの総括の中で、人口減少は進むのにごみの処理量が増える傾向にあると。これはやっぱり前回の全協の中でも、ごみ処理量はお互いに構成市で競争しながら減らしていくんだというふうな話があったと思うんですけれども、このごみの減量化が今後の大きな課題になるというふうな指摘についてどのように受け止めていらっしゃるんでしょうか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

まず、余熱利用施設についてでございます。

成果説明書の5ページをお開きいただきたいと思います。

余熱利用施設の利用者数はここにありますように、令和元年度は15万5,279人の利用者数で、過去最大を打ち出しております。ただ、このコロナ禍

におきまして、今年度は、4月、5月、6月については昨年に比べますと3割から4割の減というのが現状でございます。

それから、監査委員さんからの御意見についての総括のところですけども、ごみ量につきましては、とにかく新施設を建設するに当たりまして、各構成市のごみの減量化に沿って取り組むべきと私たちも思っておりまして、7月に構成市の担当者を寄せて、これからどういうふうにしてこのごみの減量化に取り組んでいくのかという形の会議を開いたところでございます。当初はもっと早く会議を開きたかったんですけども、今後も、各市とずっと連携を取りながら、このごみの減量化には努めてまいりたいと思います。

島原市におきましては、毎月の市報にずっと掲載をされております。そういった事例もありまして、担当者会議の中でもそういったのを検証しながら、こういった方法で取り組んでいくのかというところを今後も、組合も一緒になっ

て取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（田川伸隆君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、これを認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。

これをもって令和2年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位の御協力によりまして、スムーズに進行ができました。厚くお礼を申し上げ御挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後3時51分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

岡 川 伸 隆

署名議員

上 田 義 定

署名議員

祝 永 秀 文